

藤沢市教育委員会 9 月定例会会議録

日 時 2014 年（平成 26 年）9 月 17 日（水）
午後 7 時 30 分
場 所 森谷産業旭ビル 4 階 第 1 会議室

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の決定
- 3 前回会議録の確認
- 4 教育長報告
 - (1) 臨時代理の報告について（教育委員会事務局職員の人事異動について）
- 5 議 事
 - (1) 議案第 2 2 号 藤沢市教育委員会の所管に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則等の一部改正について
 - (2) 議案第 2 3 号 藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正について
 - (3) 議案第 2 4 号 藤沢市教育文化センター規則の廃止について
 - (4) 議案第 2 5 号 辻堂小学校及び鵠沼小学校並びに湘洋中学校及び鵠沼中学校の通学区域の一部変更について
 - (5) 議案第 2 6 号 藤沢市指定重要文化財の指定について
 - (6) 議案第 2 7 号 藤沢市文化財保護委員会委員の任命について
 - (7) 議案第 2 8 号 藤沢市民ギャラリー運営協議会委員の委嘱について
- 6 その他
 - (1) 第 2 期藤沢市教育振興基本計画基本構想の答申について
- 7 閉 会

出席委員

1 番 吉 田 早 苗
2 番 赤 見 恵 司
3 番 阪 井 祐 基 子
4 番 関 野 真 一 郎
5 番 井 上 公 基

出席事務局職員

教育次長	渡 部 敏 夫	生涯学習部長	中 島 直
教育部長	吉 田 正 彦	生涯学習部参事	上 野 進
教育部参事	小 林 誠 二	生涯学習部参事	松 井 洋 二
教育部参事	杉 山 哲 己	生涯学習部参事	川 俣 誠
教育部参事	村 上 孝 行	教育部参事	神 尾 友 美
教育指導課長	小 木 曾 貴 洋	学校施設課長	佐 藤 謙 一
教育文化センター長	上 條 茂	生涯学習総務課主幹	藤 本 広 巳
教育総務課主幹	佐 藤 繁	郷土歴史課主幹	加 藤 信 夫
教育総務課主幹	田 邊 義 博	学校教育企画課主幹	石 井 宏 樹
教育指導課主幹	松 原 保	生涯学習総務課課長補佐	中 川 あをい
学務保健課主幹	中 村 大	文化芸術課課長補佐	吉 村 通
学校教育企画課課長補佐	石 塚 義 之	郷土歴史課学芸員	宇 都 洋 平
書 記	西 山 勝 弘		

午後7時30分 開会

井上委員長 ただいまから藤沢市教育委員会9月定例会を開会いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

井上委員長 それでは、会議録署名委員を決定いたします。本日の会議録に署名する委員は、2番・赤見委員、3番・阪井委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

井上委員長 それでは、本日の会議録に署名する委員は、2番・赤見委員、3番・阪井委員にお願いいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

井上委員長 続きまして、前回会議録の確認をいたします。

何かありますか。

特にないようですので、このとおりの承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

井上委員長 それでは、このとおりの承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

井上委員長 これより教育長報告を行います。

(1) 臨時代理の報告について(教育委員会事務局職員の人事異動について)、報告をお願いします。

吉田委員 それでは、臨時代理の報告について(教育委員会事務局職員の人事異動について)、ご報告申し上げます。教育委員会事務局職員のうち管理職の事務局職員の任免については、教育委員会定例会会議の議案として提出すべきところ、臨時会を開催する暇(いとま)がなく、緊急やむを得ない事情だったことから、藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、9月10日に臨時に代理したものです。このことから同規則第3条第2項の規定により、緊急やむを得ない事情により、教育長が臨時に代理した場合においては次の教育委員会の会議に報告しなければならないことから、本日報告するものです。任免の内容につきましては、議案第21号のとおりです。

それでは、臨時代理書を読み上げます。(臨時代理書朗読)

井上委員長 ただいまの教育長報告について、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、報告どおりの承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

井上委員長 これより議事に入ります。

議案第 22 号藤沢市教育委員会の所管に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則等の一部改正についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

小林教育部参事 議案第 22 号藤沢市教育委員会の所管に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則等の一部改正について、ご説明申し上げます。

この規則を提出したのは、藤沢市立西部学校給食合同調理場を閉鎖することに伴い、分掌事務等、所要の改正をする必要によるものです。

新旧対照表を用いてご説明申し上げます。藤沢市教育委員会の所管に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則について、第 2 条の個人情報管理責任者から、西部学校給食合同調理場の長を削るものです。

次に、藤沢市教育委員会事務局組織等規則について、第 4 条の学校給食課の分掌事務から、西部学校給食合同調理場を削り、第 5 条教育部に属する教育機関から、第 1 項の西部学校給食合同調理場の所掌事務を削り、第 2 項を第 1 項とし、第 3 項を第 2 項とし、第 4 項を第 3 項とするものです。

続いて、藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則について、別表第 2 から、西部学校給食合同調理場長を指揮監督する、学校給食課長の項を削るものです。

附則について、この規則は、公布の日から施行するものです。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

井上委員長 事務局の説明が終わりました。議案第 22 号について、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

井上委員長 それでは、議案第 22 号藤沢市教育委員会の所管に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則等の一部改正については、原案のとおり決定いたします。

××××××××××××××××××××××××××××××××××××

井上委員長 次に、議案第 23 号藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

小林教育部参事 議案第 23 号藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正について、ご説明申し上げます。この規程を提出したのは、藤沢市立西部学校給食合同調理場を閉鎖することに伴い、所要の改正をする必要によるものです。

それでは、新旧対照表を用いてご説明いたします。別表第 1 から、西部学校給食合同調理場に勤務する職員の勤務時間等の特例についての、学校

給食課の項を削るものです。別表第2から、西部学校給食合同調理場に勤務する再任用短時間勤務職員の勤務時間等の特例についての、学校給食課の項を削るものです。別表第3から、西部学校給食合同調理場に勤務する再任用短時間勤務職員の勤務時間等の特例についての、学校給食課の項を削るものです。

附則について、この訓令は公表の日から施行するものです。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

井上委員長 事務局の説明が終わりました。議案第23号について、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

井上委員長 それでは、議案第23号藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正については、原案のとおり決定いたします。

×××

井上委員長 次に、議案第24号藤沢市教育文化センター規則の廃止についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

杉山教育部参事 議案第24号藤沢市教育文化センター規則の廃止について、ご説明いたします。この議案を提出したのは、藤沢市教育文化センター運営委員会の廃止に伴い、藤沢市教育文化センター運営委員会の組織及び運営について必要な事項を定めた規則を廃止する必要によるものです。

はじめに、教育文化センター運営委員会の概略ですが、藤沢市教育文化センター規則第2条において、設置目的として、藤沢市教育文化センターの研究研修等の円滑な活動を図るため、藤沢市教育文化センター運営委員会を置く、あわせて同規則第3条において、委員の構成について規定しております。こうした運営委員会については、昭和57年の教育文化センター開設以来、小中特別支援学校長の代表2名、小中学校教育研究会員2名、社会教育委員1名、学識経験者2名、教職員代表2名、計9名を委員として教育文化センターの運営について、外部のご意見をいただく場として、定期的に年2回ほど開催してきたところです。

一方、法律の改正により、教育委員会は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条に規定する、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等に基づく点検評価においても、外部の有識者で構成される評価委員会のご意見をいただくとされておりまして、そのご意見の中には教育文化センターの課題や運営についてもいただいているところです。そういう意味で重複した体制が続いておりました。そこで今回、教育委員

会内部においては、教育文化センターの課題を整理し、研究・研修事業のさらなる推進を検討する組織として、事務局内の各課長並びに学校関係代表で構成される協議会を立ち上げるとともに、外部のご意見をいただく場としては法に基づく点検評価に一本化し、運営委員会を廃止するものです。そのため、藤沢市教育文化センター運営委員会の組織及び運営について必要な事項を定めた、藤沢市教育文化センター規則を廃止するものです。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

井上委員長 事務局の説明が終わりました。議案第 24 号について、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

井上委員長 それでは、議案第 24 号藤沢市教育文化センター規則の廃止については、原案のとおり決定いたします。

×××

井上委員長 次に、議案第 25 号辻堂小学校及び鵠沼小学校並びに湘洋中学校及び鵠沼中学校の通学区域の一部変更についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

村上教育部参事 議案第 25 号辻堂小学校及び鵠沼小学校並びに湘洋中学校及び鵠沼中学校の通学区域の一部変更について、ご説明いたします。位置図の斜線部分は、Fujisawa サステイナブル・スマートタウンとして住宅、福祉、中小規模商業施設等の整備を進めている地域で、既に入居が始まっており、現在の計画では戸建て住宅 650 戸、マンション 400 戸、計 1050 戸の住宅が約 6 ヶ年をかけて建設され、段階的に入居が予定されております。これに伴いまして、児童生徒の増加が見込まれ、最大で児童 200 人、生徒 100 人増加するものと見込んでおります。このことから学区の見直しを教育委員会内で検討してまいりまして、図面の斜線で記された部分が今回通学区域の変更を提案している区域です。この図面の区域全体は、本来の学区は、小学校は辻堂小学校、中学校は湘洋中学校の通学区域ですが、辻堂小学校と湘洋中学校の児童生徒の収容能力において飽和状態にならないよう、また通学距離、近隣の学区の状況等を勘案した中で、学区を 2 分割したものです。

現在の状況ですが、辻堂小学校は既に児童数の増加により仮設校舎を設置しており、普通教室として使用可能な 36 教室中 33 教室、湘洋中学校は 23 教室中 21 教室を使用しております。今後の住宅建設による児童生徒数を推計したところ、辻堂小学校は平成 30 年度に最大で 34 教室使用となり、

対応可能ですが、学校の適切な配置を考えますと、さらなる児童の増加は好ましくなく、また、湘洋中学校におきましては、平成 29 年度と 30 年度におきまして 1 教室が不足となり、生徒を受け入れることができなくなると見込んでおります。

一方、鵜沼小学校、鵜沼中学校においては将来推計においても余裕がある状況です。このようなことから、児童の安定した就学先の確保や学校運営を円滑に進める必要により、この斜線の通学区域について辻堂小学校から鵜沼小学校、湘洋中学校から鵜沼中学校への変更を提案するものです。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

井上委員長 事務局の説明が終わりました。議案第 25 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

阪井委員 変更する区域の住所は辻堂元町六丁目 8 から 10 番と、13 から 16 番となっていますが、学区は辻堂元町六丁目を 2 つに分割し、同じ六丁目なのに、一部は辻堂小学校、湘洋中学校に、一部は鵜沼小学校、鵜沼中学校にするにおいて、今回、変更になる以外の区域の方が、鵜沼小学校、鵜沼中学校を希望されるということは想定されたのでしょうか。

中村学務保健課主幹 学区の変更については、大規模な住宅建設が予定されていることにより、児童生徒が増加することが見込まれ、学校の受け入れが困難な状況になった場合、学区を変更したケースはございます。直近の例として、湘南 C-X において同じ町内の中で学区を分割したケースもございます。

それから鵜沼小、鵜沼中ということですが、通学距離を考えて、Fujisawa サステイナブル・スマートタウンの図面では斜線部分の右上ですが、こちらの方からですと、辻堂小、湘洋中に通学するより鵜沼小と鵜沼中の方が近いということから学区の分割案を考えております。

阪井委員 同じ町内の中で辻堂元町六丁目の、例えば 1 番の方が鵜沼小学校に行きたいと、六丁目の中で 8 番の方は異動になる場合に、それを認めてほしいという住民からの要望があったときのことを想定されたのでしょうか。

中村学務保健課主幹 今の辻堂小学校と湘洋中学校以外で、例えば鵜沼小学校とか鵜沼中学校に行きたいといった場合についてはもちろん考えました。ただ、こちらの学区が慣例学区ということで自由に選べると、学校の収容能力が推計できなくなるおそれがあります。それから Fujisawa サステイナブル・スマートタウンのところを 1 つのまちと考えた場合、慣例学区にした場合、ばらばらになってしまうおそれがあります。鵜沼小学校でもいいとか、辻堂小学校でもいいですとして選択した場合、隣近所ではばらばらに学校に行く形になってしまいます。

阪井委員 六丁目に限って 2 つに分かれるわけです。丁内というのは 1 つの自治会

であったりしますが、そこが同じ辻堂元町六丁目という丁内でありながら、半分は辻堂小学校、湘洋中、半分は鶴沼中学校、鶴沼小学校になるわけです。反対に同じ学校で鶴沼に行きたいと、辻堂の方に行くのは人員的にオーバーしてしまうから行けないけれども、鶴沼中学校、鶴沼小学校の方にはまだ余裕があるから学区を変えるというところで、今回、枝番の違う方がやはり鶴沼の方に行きたいとおっしゃったようなことを想定されたのでしょうか。

吉田教育部長　さまざまな形で4種類の想定案をつくりました。この Fujisawa サステイナブル・スマートタウンは1つの町内会というような設定になると聞いておりますので、本来であれば、すべて同じ学校に通うのが一番望ましいと考えております。しかしながら、学校の収容能力の問題から1つの学校というのは、近隣の学校をすべて調べましたら難しいと、その中で、今ご提案している形の区分けをつくったというのが現実でございます。その中で入居の時期が相当ずれておりますので、その中で同じ入居時は同じ学校に入っていくというようなことを設定しているのです、このような形の区分けをしたということです。例えば近いからこちらに行きたいという申し出の可能性はありますが、藤沢市としては学区制を取っておりますので、そういった申し出があった場合については、個別に学区変更の事情が管理できるというケースもございますが、一般的には学区制を取っておりますので、そのまま指定の学校に入学していただくということをお願いしたいと思っております。

阪井委員　今の説明でよくわかりました。一番心配なのは同じ辻堂元町六丁目の中で2つの小学校、2つの中学校に分割されるということを念頭に置いて、居住される方、また地元の方にご説明していかないと、大きな誤解、違和感を抱くことになりかねないので、その辺の説明をお願いします。

井上委員長　これから入居される方もありますので、説明を十分にされる必要がありますかと思えます。

関野委員　辻堂小学校より近隣の八松小学校の方が近いのではないかと思います。八松小学校について検討はされているのでしょうか。

中村学務保健課主幹　近隣の八松小学校についても、幾つかのパターンを想定した中で、八松小学校の分割も考えましたが、こちらの方を1つのまちと考えた場合、2つの学区に分けると、3つの学区に分けるのはいかがなものかといったのがございましたので、必要最低限の分割ということで3分割でなく2分割で検討いたしました。

関野委員　辻堂小学校はプレハブで、いっぱいいっぱい状況が続いているので、心配されている方が多く、八松小学校の方が近いのではないかと声をよ

く耳にします。分割するのがどうなのかという気もするので、もしものことがあった場合を想定しながら今後のことを考えていただけたらと思います。それからサステイナブル・スマートタウンの入居が始まっていますが、入居者は全員辻堂小学校、湘洋中学校に通われているのですか。

中村学務保健課主幹 全員が辻堂小学校、湘洋中学校に通っているわけではなく、私立に通っている児童生徒もいます。

井上委員長 やむを得ずこういう形になったものと考えます。

他にありませんか。

ないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

井上委員長 それでは、議案第 25 号辻堂小学校及び鶴沼小学校並びに湘洋中学校及び鶴沼中学校の通学区の一部変更については、原案のとおり決定いたします。

×××

井上委員長 次に、議案第 26 号藤沢市指定重要文化財の指定についてを上程いたします。生涯学習部の説明を求めます。

松井生涯学習部参事 議案第 26 号藤沢市指定重要文化財の指定について、ご説明いたします。この議案は、藤沢市文化財保護条例第 3 条第 1 項の規定により、本市内に所在する文化財のうち、本市にとって重要なもの 2 件につきまして、新たに藤沢市指定重要文化財に指定し保護を図るためです。今回の 2 件については、物件の所有者からの申請に基づき本年 5 月 19 日に、本市文化財保護委員会に諮問し、指定にふさわしいとの答申を受けたところです。

それでは、指定物件のご説明をいたします。(資料参照)

指定物件は 2 件で、1 点目は「金銅装単鳳環頭大刀」で、古墳時代後期(6 世紀)末の鉄剣です。刀身部分は腐食して分裂しているものの環頭から柄部にかけては、良好に残存しています。本物件と同様の環頭は県内で 6 点出土していますが、柄部や刀身まで残存しているものはなく、県内唯一となる貴重な考古資料です。

2 点目は「土甘」銘刻書土師器です。口径 12.5cm、高さ 3.3cm の平安時代初期の土器です。藤沢市の鶴沼付近は、奈良、平安時代に土甘郷(とがみごう)と呼ばれていましたが、その存在を裏づける貴重な考古資料です。その他、詳細については資料に記載しておりますので、ご参照願います。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

井上委員長 生涯学習部の説明が終わりました。議案第 26 号についてご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

赤見委員 この2つの物件は民間の所有ではなく、市の所有であるということで、以前より保護はしていたのだらうと思いますが、指定以前と指定以後で保護の仕方に具体的な差はあるのかどうか、教えてください。

加藤郷土歴史課主幹 指定後の取り扱いについては特に変わりはないと思いますが、鉄剣については保存処理を施しておりまして、鉄製品であることから経年劣化が心配されますので、これについては専用のケースを来年、予算計上して、脱酸素剤と一緒に入れてケースごと展示、資料貸し出し等ができるように考えております。

阪井委員 このような貴重な文化財が残っていることはとても嬉しいことだし、実際に目にすることが出来る機会があればいいと思いますけれども、今の説明だと、展示をしたり、貸し出しをすることはあるということですが、通常は収蔵庫などにしまわれたままになっているのですか。

加藤郷土歴史課主幹 通常は第1収蔵庫と言いまして、善行の元合同調理場を改修して文化財収蔵庫としておりますので、そちらに梱包して収蔵しております。

阪井委員 ぜひ、このような大事な文化財をきちんとしたファイルのような形にしてインターネット上というか、ホームページに資料としていつでも見られるようにしていただけたら、市民の方に藤沢市にはこんなにいい文化財があるということを周知することにもなりますので、そういうような取り組みを考えていただけたら嬉しいと思います。

加藤郷土歴史課主幹 現在、市のホームページの「電子博物館」から入っていただくと、みゆネットふじさわというところから指定文化財の紹介をしております。ただ、26年度にサーバを移動した関係で画像データがまだアップできておらず、現在準備中ですので、よろしくお願いします。

井上委員長 早く見られるようにしていただければと思います。

関野委員 2点については、昭和51年と昭和44年と30年前、40年前に発見されていますが、なぜこのタイミングで文化財指定になったのですか。

加藤郷土歴史課主幹 大刀については平成25年度に「大地に刻まれた藤沢の歴史Ⅳ」を刊行するに当たり、再度検討した結果、県内で6例という希少価値のもので、なおかつ環頭の部分から柄の部分、刀身の部分と全体が良好に遺存するものとしては貴重な例であるということがわかり、市の指定文化財にどうかということで保護委員会に諮ったところ、保護委員会からは全体像がきちんとわかるような形で修復保存をするべきというご意見をいただきました。柄の金色の部分が非常に薄い金属でできておりまして、本来は木質の部分に薄い金属が巻かれるような状態であったところですが、かなり細かな破片に分かれておりまして、これは我々が土器を接合するような技術ではなかなかできないということで、うまい修復方法が見つからない状

態でありました。たまたま平成 21 年度から国庫補助事業で出土遺物の保存処理を行っておりまして、その中で専門的な技術を有する方と相談した結果、よい方法が見つかったので、平成 25 年度に保存処理をして今回指定の運びになりました。

それから「土甘」土器については、「大地に刻まれた藤沢の歴史Ⅳ」の編集の段階で刻書された内容について再検討を行いました。昭和 45 年に刊行された「藤沢市史」の第 1 巻の中では、この文字を「寿」あるいは「寺」というふうに解釈されていたのですが、それを再検討した結果、「土甘」というふうに読めると判断されまして、当時の高倉郡の郡名とか郷の名前が当時の土器に記された資料としては県内で 3 例目となりました。その中でも墨書ではなくて、線刻で書かれたものとしては県内唯一の例になることと、地名の研究と考古学的な資料が合致した貴重な例であるとして、このたび指定をしていこうということになりました。

関野委員 大変面白い話で、もしかしたら他にも出てくるかもしれないと思いながら話を聞いていました。ぜひ、実物を見てみたいです。

井上委員長 他にありませんか。

ないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

井上委員長 それでは、議案第 26 号藤沢市指定重要文化財の指定については原案のとおり決定いたします。

×××

井上委員長 次に、議案第 27 号藤沢市文化財保護委員会委員の任命についてを上程いたします。生涯学習部の説明を求めます。

松井生涯学習部参事 議案第 27 号藤沢市文化財保護委員会委員の任命について、ご説明いたします。この議案は藤沢市文化財保護委員会委員の任期が満了したことに伴い、新たに委員を任命するために提案するものです。藤沢市文化財保護委員会は、文化財保護法及び地方自治法の規定に基づき設置されておりまして、文化財の保存及び活用に関し、教育委員会の諮問に応じ、意見を述べる機関となっております。藤沢市文化財保護条例第 11 条の規定により、委員の定数は 6 人、委員の任期は 2 年となっております。委員の専門分野につきましては、歴史宗教史、歴史、美術工芸、建築、自然、考古を専門とする学識経験者で、いずれも再任となっております。また、男女の内訳は男性委員 5 人、女性委員 1 人となっております。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

井上委員長 生涯学習部の説明が終わりました。議案第 27 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

赤見委員　　この委員会は、先ほどの議案第 26 号の文化財の指定についての審議をされているのかどうか、また、年に何回ぐらい開かれるのか教えてください。

加藤郷土歴史課主幹　　今回、上程しております指定文化財の 2 件については、保護委員会で審議されております。また、保護委員会の年間の回数は 6 回を予定しています。

井上委員長　　他にありませんか。
ないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

井上委員長　　それでは、議案第 27 号藤沢市文化財保護委員会委員の任命については、原案のとおり決定いたします。

×××

井上委員長　　次に、議案第 28 号藤沢市民ギャラリー運営協議会委員の委嘱についてを上程いたします。生涯学習部の説明を求めます。

川俣生涯学習部参事　　議案第 28 号藤沢市民ギャラリー運営協議会委員の委嘱について、ご説明いたします。この議案は、藤沢市民ギャラリー運営協議会委員の任期が満了することに伴い、新たに委員を任命するために提案するものです。藤沢市民ギャラリー運営協議会は、藤沢市民ギャラリー条例の規定に基づき設置されており、ギャラリーの運営及び管理について、教育委員会の諮問に応じ意見を述べる機関となっております。藤沢市民ギャラリー条例第 10 条の規定により、委員の定数は 7 人、委員の任期は 2 年となっております。委員の内訳は学識経験者 2 名、利用者代表 5 名で、学識経験者 2 名は新任、利用者代表 5 名は再任です。また、男女の内訳は男性委員 4 名、女性委員 3 名となっております。

それでは、議案書を読み上げます。（議案書朗読）

井上委員長　　生涯学習部の説明が終わりました。議案第 28 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

井上委員長　　それでは、議案第 28 号藤沢市民ギャラリー運営協議会委員の委嘱については、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

井上委員長　　その他に入ります。

（1）第 2 期藤沢市教育振興基本計画基本構想の答申について、事務局の説明を求めます。

杉山教育部参事　　第 2 期藤沢市教育振興基本計画基本構想の答申について、ご説明いた

します。(議案書参照)

1 藤沢市教育振興基本計画改定のポイントについて、今回の改定に当たっては、3つのポイントに基づいて取り組んでまいりました。(1) 国の「第2期教育振興基本計画」の反映について、国の基本計画におきましては、今後の教育行政の基本的方向性として、4点について位置づけておりまして、これらを参考にしながら取り組みを進めてまいりました。(2) 本市の「藤沢市市政運営の総合指針 2016」の反映について、この指針においては「めざす都市像」を実現するために「8つの基本目標」を位置づけております。今回の藤沢市教育振興基本計画の改定に当たりましては、今後の学校教育や社会教育等の施策や事業を進める上で、基本となる方向性を示す、基本目標を反映して取り組んでまいりました。(3) 現行計画の基本理念・3つの目標・7つの基本方針等の見直しについてです。現在の計画につきましては、基本理念と3つの目標をもとに10年後を見据えた計画として策定しておりますところから、現行計画の改定に当たりましては、策定以来、この4年間の社会情勢の変化により対応した計画とするため、現在の基本理念、3つの目標をもとに7つの基本方針と22の施策の柱を中心に見直しを進めてまいりました。

2 これまでの取り組みについて、(1) 取り組みの経過では、本年5月に学識経験者2名、地域関係者2名、学校関係者3名、合計7名の委員で構成されます第2期藤沢市教育振興基本計画策定委員会を立ち上げ、計画の策定に係る諮問を行うとともに、4回開催する中で基本構想についてご検討いただきました。それと並行して、庁内の関係部門の検討組織として、記載のと通りの職員を中心にした検討連絡会を立ち上げ、5回の開催を経てきたところです。(2) 策定委員会における主な意見として、4点記載いたしました。①防災教育の観点から、新たな基本方針として、命を守る「教育の推進」「教育環境の整備」を立ち上げること。②子どもの社会参加を促進するために、「子どもと社会をつなぐ教育」の充実を進めるべきである。③現在の基本方針には、歴史・文化・伝統にかかる記述が少ない。④歴史民俗資料館等郷土文化の保全・活用を推進する施設が必要、などの意見をいただきました。

3 今後のスケジュールについて、去る9月11日に策定委員会委員長から教育委員会委員長に答申をいただいております。これをもとに来月10月からパブリックコメントの募集、また、庁内関係課による検討の後に、平成26年12月市議会定例会において計画の中間報告、さらに平成27年1月教育委員会定例会における承認を経まして、平成27年2月の市議会定例会において最終報告をしていきたいと考えております。その後、

平成 27 年 3 月に藤沢市教育振興基本計画を改定し、平成 27 年 4 月からのスタートを予定しているところです。

なお、その他の資料として、基本構想についての答申書を添付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思えます。

井上委員長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

井上委員長 答申書に詳細が上げられております。私どももオブザーバーで出席しましたけれども、とても真摯に議論され、的を得た答申書になっているものと考えております。

井上委員長 他にありませんか。

特にないようですので、了承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

井上委員長 以上で、本日予定しました、審議する案件はすべて終了しました。

委員の方で、前回の定例会から今日までの間で、報告事項のある方はいらっしゃいますか。

井上委員長 それでは、次回の会議の期日を決めたいと思えます。10 月 29 日（水）午後 3 時から、傍聴者の定員は 20 名、場所は森谷産業旭ビル 4 階 第 1 会議室において開催ということでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

井上委員長 それでは、次回の定例会は 10 月 29 日（水）午後 3 時から、傍聴者の定員は 20 名、場所は森谷産業旭ビル 4 階 第 1 会議室において開催いたします。

以上で、本日の審議の日程はすべて終了いたしました。

午後 8 時 28 分 閉会